

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(金融庁企画市場局信用課)

項 目 名	一定の外国発行の信託型ステーブルコインを電子決済手段として規定することに伴う所要の措置		
税 目	租税条約等実施特例法		
要 望 の 内 容	資金決済に関する法律第 2 条第 5 項第 4 号及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第 2 条第 3 項第 1 号に規定する電子決済手段（外国信託型ステーブルコイン）について、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象から、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象とすること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	令和 8 年 6 月から施行した電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令により、新たに規定された外国信託型ステーブルコインについて、当該電子決済手段の性質及び国際的な税務情報交換制度の趣旨を踏まえ、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象から、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象とすることとする。		
	(2) 施策の必要性		
	電子決済手段のうち、資金決済に関する法律第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号に規定する電子決済手段については「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象とされている一方で、同項第 4 号に規定する電子決済手段（以下「4 号電子決済手段」という。）については、従来、通貨建資産に該当しない一定の暗号資産型デジタル資産が想定されてきたことを踏まえ、同制度の報告対象外となっており、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象とされている。 令和 8 年 6 月から施行した電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令により、我が国の電子決済手段に関する法制度との同等性が確保された外国の法令に基づく信託の受益権（外国信託型ステーブルコイン）を、4 号電子決済手段として、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第 2 条第 3 項第 1 号に新たに規定したところ、当該電子決済手段は暗号資産型デジタル資産に該当しないものと考えられる。 そのため、4 号電子決済手段のうち外国信託型ステーブルコインについては、当該電子決済手段の性質及び制度趣旨を踏まえ、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象から、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象とする必要がある。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	—
		租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯			令和８年６月から施行した電子決済手段等取引業者に関する 内閣府令等の一部を改正する内閣府令に基づき、今回新たに要 望を行うものである。